

■ 法人格を転々とさせる取扱業者、事件処理にも注意必要 ——「先物・オプション・為替証拠金取引110番」

6月1日午前11時から午後6時まで、東京三弁護士会消費者問題関連委員会共催で、「先物・オプション・為替証拠金取引110番」を行なった。

相談件数は82件（前年比22件減）であり、その内訳は、商品先物取引47件、外国為替証拠金取引31件、海外先物オプション取引1件、複数取引1件、その他一般相談2件であった。

相談者は男女各40名、20代2名、30代7名、40代19名、50代14名、60代15名、70代12名、80代3名、不明8名であり、過去の先物取引の経験はあり13名、なし53名、

不明14名、過去の証券取引の経験はあり18名、なし30名、不明32名であった。

相談対象商品については、石油関連商品が多いように思われるほかは、特に見るべき傾向はなかった。相談対象取引員、取扱業者は、商品先物では、破綻した取引員の相談件数が減少したほかは特に変化はなかったが、外国為替証拠金取引取扱業者は、顔ぶれが若干替わっているように感じる。法人格を転々とさせる取扱業者があるようであり、事件処理にあたっても注意を要する。

（消費者問題特別委員会委員 荒井 哲朗）

■ 差別の実態踏まえ、人種差別禁止法制定の必要性を議論 ——第47回日弁連人権擁護大会第1分科会プレシンポジウム 「このままでいいの？ 外国人差別に『寛容な』日本」

7月3日、弁護士会館クレオで「このままでいいの？ 外国人差別に『寛容な』日本～人種差別禁止法制定に向けて～」と題するシンポジウムが東京三会主催、日弁連後援で開催された。このシンポジウムは、2002年9月17日以降の拉致報道を契機として全国で多発し、現在も継続している朝鮮学校の生徒たちを中心とする在日コリアンの子どもたちへの暴行・暴言・器物損壊等の嫌がらせに対する弁護士会のこの間の取り組みの一環として、また、日弁連の今年の人権擁護大会の第1分科会シンポジウム（多民族・多文化の共生する社会をめざして～外国人の人権基本法を制定しよう）のプレシンポとして取り組まれたものである。

最初のプログラムの「堂々とチマ・チョゴリを着たい」というビデオ上映と朝鮮大学校の学生たちによる嫌がらせを受けた経験の話により、嫌がらせの実態が明らかになった。次に、外国人差別ウオッチ・ネットワークの旗手明さんのポスター実物などを使った報告により、現在の警察主導の「外国人犯罪」キャンペーンの実態がわかりやすく説明された。その後、当会外国人の権利に関する委員会在日コリアンの子どもたちに対する嫌がらせ等問題対策プロジェクト・チームによる都内全学校に対する外国籍あるいは民族の異なる子どもたちの実態調査報告が行なわれた。さらに、恵泉女学園教員



の内海愛子さんより、戦前・戦後の捕虜の扱いを具体例として、日本における外国人差別の歴史の講演が、また、新潟大学法科大学院教員の山崎公士さんより、人種差別禁止法の各国法の国際比較をする講演が行なわれた。

後半は、旗手さん、内海さん、山崎さんと参議院議員のツルネン・マルティさんの4人をパネリストに迎え、張學鍊会員をコーディネーターとしてパネル討論が行なわれた。差別の実態を踏まえ、また、各国の差別禁止法、現在までに出版されている差別禁止法案を題材に、差別禁止法の必要性とその内容について、活発な議論が行なわれた。

今回のプレシンポの成功を踏まえ、次は制定すべき人種差別禁止法案の内容について、より緻密な議論が必要となろう。

（外国人の権利に関する委員会特別委員 師岡 康子）